



平成 25 年 3 月 8 日

各 位

上場会社名 日本瓦斯株式会社  
代 表 者 代表取締役社長 和田 眞治  
(コード番号 8174)  
問合せ先責任者 代表取締役専務 中山 雄樹  
管理本部長  
(TEL. 03 - 3553 - 1281)

## 自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成 25 年 3 月 8 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じ。）第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得及びその具体的な取得方法として、自己株式の公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の目的

当社は、健全な財務体質を維持し、事業に必要な投資に備えるための資金を確保しながら、企業価値の長期的な向上に努めた上で、株主の皆様に対して、継続的かつ安定的な利益還元を行うことを重要な基本方針のひとつとしております。また、当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、資本効率の向上を図るとともに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

かかる状況の下、平成 25 年 1 月下旬頃、当社の第四位株主である東陽ガス株式会社（本日現在の保有株式数は 1,726,000 株であり、発行済株式総数（48,561,525 株）に対するその保有割合（以下、「当社株式保有割合」といいます。）は 3.55%に相当します。（小数点以下第三位を四捨五入、以下同じ。）以下、「東陽ガス」といいます。）より、主として銀行からの融資の返済のため、その保有する当社普通株式の全部を売却する意向がある旨の連絡を受けました。東陽ガスは、当社に対し、当社が仕入れ及び販売等を行っている液化石油ガスに係る配送業務等を行っている会社であります。

当社は、東陽ガスからの連絡を受けて、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響、並びに当社の財務状況等を総合的に鑑み、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。その結果、当社が自己株式として取得することは、当社の 1 株当たり当期純利益（EPS）の向上や自己資本当期純利益率（ROE）などの資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元に繋がること、また、かかる自己株式の取得を行った場合においても、本公開買付けにかかる買付代金（1,978 百万円）の平成 25 年 2 月 13 日提出の第 59 期第 3 四半期報告書に記載の平成 24 年 12 月 31 日現在における当社四半期連結貸借対照表上の保有現金及び預金の額（10,908 百万円）に対する割合は 18.13%であることから、本公開買付けに伴う資金支出が当社の財務状況に対して及ぼす影響は限定的であり、当社の財務状態や配当方針に大きな影響を与えないこと等を総合的に勘案し、かかる自己株式の取得が上記に掲げる利益配分に関する基本方針に合致すると判断いたしました。

自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に

検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

また、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下、「買付価格」といいます。）の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。加えて、本公開買付けにおける買付予定数については、東陽ガス以外の株主にも応募の機会を提供するという観点から、2,000,000株（本日現在の発行済株式総数（48,561,525株）に対する割合4.12%（小数点以下第三位を四捨五入、以下同じ。））を上限としております。

そこで当社は、平成25年2月上旬、東陽ガスに対し、当社が公開買付けを実施した場合の応募について提案したところ、平成25年2月中旬、東陽ガスより、本公開買付けの趣旨に賛同すると共に、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

それを受けて、平成25年2月中旬から下旬にかけて本公開買付けの具体的な条件について東陽ガスと協議いたしました。当社は、直近業績が十分に株価へ織り込まれているものと考えられる、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日（平成25年3月7日）までの過去1ヶ月間の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値1,099円（円未満四捨五入）に対して10%のディスカウントとなる989円（円未満四捨五入）を買付価格とすることを東陽ガスに提案いたしました。その結果、東陽ガスより上記条件にてその保有する当社普通株式の全部である1,726,000株（本日現在の発行済株式総数（48,561,525株）に対する割合3.55%）を本公開買付けに対して応募する旨の回答を得られました。

なお、本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定です。

以上を踏まえ、当社は平成25年3月8日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施することを決議いたしました。

本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。

## 2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

### (1) 決議内容

種類	総数	取得価額の総額
普通株式	2,000,100株（上限）	1,978,098,900円（上限）

（注1）発行済株式総数 48,561,525株

（注2）発行済株式総数に対する割合 4.12%

（注3）取得する期間平成25年3月11日（月曜日）から平成25年5月31日（金曜日）まで

### (2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等

該当事項はありません。

## 3. 買付け等の概要

### (1) 日程等

取締役会決議	平成25年3月8日（金曜日）
公開買付開始公告日	平成25年3月11日（月曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス <a href="http://info.edinet-fsa.go.jp/">http://info.edinet-fsa.go.jp/</a> ）
公開買付届出書提出日	平成25年3月11日（月曜日）
買付け等の期間	平成25年3月11日（月曜日）から 平成25年4月10日（水曜日）まで（22営業日）

( 2 ) 買付け等の価格 普通株式 1 株につき、金 989 円

( 3 ) 買付け等の価格の算定根拠等

#### 算定の基礎

当社は、買付価格の算定に際しては、当社普通株式が上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。また、当社普通株式の市場価格として適正な時価を算定するためには、市場株価が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいこと等を勘案し、東京証券取引所市場第一部における、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成 25 年 3 月 8 日の前営業日（同年 3 月 7 日）の当社普通株式の終値 1,087 円、同年 3 月 7 日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 1,099 円（円未満四捨五入）及び同年 3 月 7 日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 1,147 円（円未満四捨五入）を参考にいたしました。

一方で、当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断しました。

そこで当社は、平成 25 年 2 月上旬、東陽ガスに対し、当社が公開買付けを実施した場合の応募について提案したところ、平成 25 年 2 月中旬、東陽ガスより、本公開買付けの趣旨に賛同すると共に、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

それを受けて、平成 25 年 2 月中旬から下旬にかけて本公開買付けの具体的な条件について東陽ガスと協議いたしました。当社は、直近業績が十分に株価へ織り込まれているものと考えられる、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日（平成 25 年 3 月 7 日）までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値 1,099 円（円未満四捨五入）に対して 10%のディスカウントとなる 989 円（円未満四捨五入）を買付価格とすることを東陽ガスに提案いたしました。なお、ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることといたしました。その結果、東陽ガスより上記条件にてその保有する当社普通株式全部である 1,726,000 株（本日現在の発行済株式総数（48,561,525 株）に対する割合 3.55%）を本公開買付けに対して応募する旨の回答を得られました。

以上の結果、買付価格は、平成 25 年 3 月 7 日までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値 1,099 円（円未満四捨五入）に対して 10%のディスカウント率を適用して円未満を四捨五入した 989 円（円未満四捨五入）とすることを、平成 25 年 3 月 8 日開催の取締役会において決定いたしました。

なお、買付価格である 989 円は、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成 25 年 3 月 8 日の前営業日（同年 3 月 7 日）の当社普通株式の終値 1,087 円から 9.02%（小数点以下第三位を四捨五入）、同年 3 月 7 日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 1,099 円（円未満四捨五入）から 10.01%（小数点以下第三位を四捨五入）、同年 3 月 7 日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 1,147 円（円未満四捨五入）から 13.78%（小数点以下第三位を四捨五入）、それぞれディスカウントした金額になります。

#### 算定の経緯

当社は、健全な財務体質を維持し、事業に必要な投資に備えるための資金を確保しながら、企業価値の長期的な向上に努めた上で、株主の皆様に対して、継続的かつ安定的な利益還元を行うことを重要な基本方針のひとつとしております。また、当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、資本効率の向上を図るとともに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

かかる状況の下、平成 25 年 1 月下旬頃、当社の第四位株主である東陽ガス（本日現在の保有株

式数は 1,726,000 株であり、発行済株式総数（48,561,525 株）に対するその保有する割合は 3.55%に相当します。）より、主として銀行からの融資の返済のため、その保有する当社普通株式の全部を売却する意向がある旨の連絡を受けました。東陽ガスは、当社に対し、当社が仕入れ及び販売等を行っている液化石油ガスに係る配送業務等を行っている会社であります。

当社は、東陽ガスからの連絡を受けて、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響、並びに当社の財務状況等を総合的に鑑み、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。その結果、当社が自己株式として取得することは、当社の 1 株当たり当期純利益（EPS）の向上や自己資本当期純利益率（ROE）などの資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながることに、また、かかる自己株式の取得を行った場合においても、本公開買付けにかかる買付代金（1,978 百万円）の平成 25 年 2 月 13 日提出の第 59 期第 3 四半期報告書に記載の平成 24 年 12 月 31 日現在における当社四半期連結貸借対照表上の保有現金及び預金の額（10,908 百万円）に対する割合は 18.13%であることから、本公開買付けに伴う資金支出が当社の財務状況に対して及ぼす影響は限定的であり、当社の財務状態や配当方針に大きな影響を与えないこと等を総合的に勘案し、かかる自己株式の取得が上記に掲げる利益配分に関する基本方針に合致すると判断いたしました。

自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

また、買付価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様を尊重する観点から、資産の社外流出を抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。

そこで当社は、平成 25 年 2 月上旬、東陽ガスに対し、当社が公開買付けを実施した場合の応募について提案したところ、平成 25 年 2 月中旬、東陽ガスより、本公開買付けの趣旨に賛同すると共に、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

それを受けて、平成 25 年 2 月中旬から下旬にかけて本公開買付けの具体的な条件について東陽ガスと協議いたしました。当社は、直近業績が十分に株価へ織り込まれているものと考えられる、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日（平成 25 年 3 月 7 日）までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値 1,099 円（円未満四捨五入）に対して 10%のディスカウントとなる 989 円（円未満四捨五入）を買付価格とすることを東陽ガスに提案いたしました。なお、ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることといたしました。その結果、東陽ガスより上記条件にてその保有する当社普通株式の全部である 1,726,000 株（本日現在の発行済株式総数（48,561,525 株）に対する割合 3.55%）を本公開買付けに対して応募する旨の回答を得られました。

以上の結果、買付価格は、平成 25 年 3 月 7 日までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値 1,099 円（円未満四捨五入）に対して 10%のディスカウント率を適用して円未満を四捨五入した 989 円とすることを、平成 25 年 3 月 8 日開催の取締役会において決定いたしました。

#### （４）買付予定の株券等の数

株券等種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	2,000,000 株	株	2,000,000 株

（注 1）本公開買付けに応じて売付け等をした株券等（以下、「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数（2,000,000 株）を超えないときは、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の数の合計が買付予定数を超えるときは、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下、「法」といいます。）第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 6 年大蔵省令第 95 号。その後の改正を含みます。）第

21 条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手に従い買付け等の期間(以下、「公開買付け期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等に要する資金

1,999,000,000 円

(注) 買付け等に要する資金の金額は、買付代金、買付手数料、その他本公開買付けに関する新聞公告及び公開買付け説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用についての見積額の合計です。

(6) 決済の方法

買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

(公開買付け代理人)

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

決済の開始日

平成25年5月8日(水曜日)

決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送します。買付けは、現金にて行い、買付代金からみなし配当に係る適用ある源泉徴収税額(注)を控除した金額を応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付け代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付け代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

(イ) 個人株主の場合

買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合

応募株主等が日本の居住者である個人株主の場合、当社の1株当たりの資本金等の額と取得費等との差額については、株式等の譲渡所得等として申告分離課税が、買付価格が1株当たり資本金等の額を超過する部分(以下、「みなし配当の額」といいます。)についてはみなし配当課税が適用の対象となります。

みなし配当課税については、個人株主が租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当しない場合は、みなし配当の額に7.147%を乗じた金額が所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)に基づく復興特別所得税(以下、「復興特別所得税」といいます。)として源泉徴収され、3%を乗じた金額が住民税として特別徴収されます(ただし、国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税は特別徴収されません。)。一方で、個人株主が大口株主等に該当する場合は、みなし配当の額に20.42%を乗じた金額が所得税及び復興特別所得税として源泉徴収されます(住民税は特別徴収されません。)

国内に恒久的施設を有しない非居住者が大口株主等に該当しない場合は、みなし配当の額に7.147%を乗じた金額が所得税及び復興特別所得税として、大口株主等に該当する場合は、みなし配当の額に20.42%を乗じた金額が所得税及び復興特別所得税として源泉徴収されません。

買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額以下の場合

応募株主等が日本の居住者である個人株主の場合、買付価格と取得費等との差額については、

株式等の譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。

(ロ) 法人株主の場合

買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合、みなし配当の額に7.147%を乗じた金額の所得税及び復興特別所得税が源泉徴収されます。

(ハ) 外国人株主のうち、適用ある租税条約に基づき、当該みなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることができる株主で、かつ、それを希望する株主は、公開買付期間の末日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに決済の開始日の前営業日までに同届出書を公開買付代理人にご提出ください。

(七) その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を利用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において、若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

当社は、当社の第四位株主である東陽ガス(当社普通株式を1,726,000株(本日現在)保有しており、当社株式保有割合は3.55%に相当します。)から、本公開買付けに対して、その保有する当社普通株式の一部を本公開買付けに対して応募する旨の回答を得ております。

以 上